

表1.医薬品情報等に関するウェブサイトのリンク判断基準(2021.3.1)

【1】スクリーニング基準

1～4 がすべて「はい」の場合のみ【2】の評価に進む

1	サイトの運営主体・組織が明示されている
2	サイトの運営主体・組織は、宗教・政治を主目的として活動していない
3	明らかに誤った情報や誘導が含まれていない
4	公序良俗に反する、または他者を誹謗中傷する情報が含まれていない

【2】適切性の評価基準

<b>運営主体に関して</b>	
5	信頼がおける運営主体・組織か？ <sup>注1)</sup>
<b>基本的な表示に関して</b>	
6	問い合わせが可能か？ <sup>注2)</sup>
7	サイトに広告が含まれる場合、記事と広告が明確に区別できるか？ <sup>注3)</sup>
8	プライバシーポリシー（個人情報保護方針）が記載されているか？ <sup>注4)</sup>
9	リンクポリシー（外部サイトへのリンク基準）が示されているか？ <sup>注5)</sup>
<b>医薬品・健康情報に関して</b>	
10	更新日が記載されているか？ <sup>注6)</sup>
11	掲載されている情報は適宜更新・見直しがされているか？ <sup>注7)</sup>
12	執筆者または情報の出典が記載されているか？ <sup>注8)</sup>
13	リスクとベネフィットがバランスよく記載されているか？ <sup>注9)</sup>
14	法令 <sup>†</sup> を逸脱していないか？
<b>患者の理解・意思決定に関して</b>	
15	患者・市民が理解できる平易な言葉で記載されているか？
16	患者・市民自身による主体的な治療への参加や健康の維持・増進のために利用可能か？

†：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医薬品等適正広告基準」または「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」

注1) 公的機関（厚生労働省、医薬品医療機器総合機構、国公立の機関等）、学術団体、職能団体、大学、公益的な活動を目的とする民間団体等。民間企業については、サイトの編集プロセスが商業目的とは独立しており、信頼性が確保されていると判断される場合には「はい」とする。運営主体が個人の場合には、学識およびこれまでの社会的活動等を考慮して評価する。

注2) 同一サイト内に問い合わせ先（問い合わせフォーム等含む）またはサイトを運営する団体の連絡先が記載されていれば「はい」

注3) 明確に記事と広告が区別できる、もしくはサイトに広告が含まれなければ「はい」。非営利バナー、サイト内バナー、自組織内バナーは広告とはみなさない

注4) 同一サイト内にプライバシーポリシーに関する記載があれば「はい」

注5) 同一サイト内に外部サイトへのリンクに関する選定基準について記載されていれば「はい」、外部サイトにリンクしていなければ「非該当」。記載されていない、もしくは外部サイトからのリンクに関する選定基準についてのみ記載されている場合は「いいえ」

注6) 同一コンテンツ内に更新日の記載がある場合は「はい」。同一コンテンツ内には更新日の記載はないが、コンテンツが掲載されている同一ホームページ内（トップページ等）にコンテンツに関する更新日の記載がある場合は「△」

注7) 掲載されている情報について3年以内に更新・見直しがされている場合には「はい」、更新日の記載がなく、情報の更新・見直しの有無が判定できない場合は「非該当」、3年以上情報が更新・見直しがされていない、もしくは・明らかに誤った古い情報が含まれる場合は「いいえ」

注8) 文責（著者・出典）が明確な場合は「はい」、広く知られた情報については「非該当」

注9) バランスよく記載されている場合は「はい」、制度や疾病の解説、健康情報の取扱い方などを解説しているに留まっている場合は「非該当」